

令和3年2月  
横浜市健康福祉局障害自立支援課

### 横浜市補装具費支給事業 押印・署名の見直しに関する変更点について

日頃より、横浜市の福祉行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。  
今般、補装具費支給事業において押印・署名について見直しを行いましたので、お知らせします。

#### 【変更内容】

令和3年3月より、「支給券」の「判定員職氏名」及び「受領者氏名」欄については、記名のみで可能とし、押印は不要となります。

第17号様式（第17条第1項）

年 月 日

横浜市 区長 印

### 補装具費支給券

次のとおり決定します。

対象者	氏名			
	住所	生年月日	電	下記の押印が不要となります。
		FAX番号		

---

適合判定年月日	年 月 日	判定員職氏名	<del>印</del>
受領年月日	年 月 日	受領者氏名	<del>印</del> 本人との関係

なお、委任状については現状通り、記名及び押印が必要となりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

横浜市健康福祉局障害自立支援課  
TEL:045 - 671 - 3891  
FAX:045 - 671 - 3566

《よくあるご質問》

Q1 記名とは、どういうことをさしますか。

A1 記名は「書類等に氏名を記すこと」で、印刷や代筆、スタンプでも可です。  
署名は記名の方法の一つになります。

Q2 押印が不要な書類に押印をしてしまった。修正等必要になりますか。

A2 押印をしても、書類として訂正等する必要はありません。そのままご提出  
ください。

Q3 支給券に本人が記名せず事業者に書類を渡した場合、事業者が記名してよいです  
か。

A3 支給券の受領者氏名は、対象者が補装具を受領したことを意味する記名ですの  
で、事業者が記名するのはふさわしくありません。ただし、障害が故に氏名が書け  
ない等、対象者が記名を他者に依頼する場合は、代筆は可能です。